

採用後職員の従事制限及び退職後の再就職規制について

資料4-3

	PMDA職員の場合	国家公務員の場合
採用後職員の従事制限	<p>《職員就業規則、業務の従事制限に関する実施細則》</p> <p>○<u>営利企業に在職していた職員(以下、企業出身者)について、採用後2年間は、採用前5年間に在職していた業務と密接な関係にある業務に就けない。</u></p> <p>○<u>企業出身者について、採用後5年間は、採用前5年間に在職していた業務と密接な関係のない業務に従事する場合(企業においては研究・開発部門の業務に従事し、採用後は安全対策部門の業務に従事する場合等)でも、出身企業の医薬品等に係る審査等の業務には就けない。</u></p> <p>○<u>職員の家族(配偶者及び同居する2親等以内の親族)が在職する企業が医薬品製造販売業者等である場合、当該企業の審査等の業務には就けない。</u></p> <p>(経過措置)</p> <p>○<u>平成23年3月までに採用する職員については、採用後2年間の就業制限の適用を除外。</u></p> <p>○<u>出身企業の医薬品等に係る業務及び管理的業務を除き、他の職員と複数で担当することにより、採用前5年間に在職した企業における業務と密接な関係にある業務に従事することができる。</u></p> <p>○<u>上記経過措置を適用した職員については、運営評議会において、職員が所属する部、採用前5年間に在職していた企業名等について報告を行う。</u></p>	<p>○制限なし</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p>離職前5年間に在職していた国の機関等と密接に関連する営利企業への離職後2年間の再就職を原則禁止する規定は、平成20年12月31日に廃止。</p> </div>
退職後の再就職規制	<p>《職員就業規則》</p> <p>○<u>退職後2年間は、営利企業の地位で、退職前5年間に在職していた業務と密接な関係にあるものに就くことを承諾し、又は就いてはならない。</u> (営利企業への就職について、業務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合で、理事長の承認を得た場合は除く。)</p>	<p>《国家公務員法》</p> <p>○職員は、離職後に営利企業等の地位に就くことを約束した場合は、任命権者に氏名、再就職予定日及び再就職先における地位等の事項を届け出なければならない。 (管理職職員【注】の場合、任命権者は内閣総理大臣に通知する。) 【注】管理職職員とは、給与法別表行(一)7級(本省課室長相当職)以上の職員をいう。</p> <p>○<u>管理職職員が、離職後2年間に、営利企業の地位に就いた場合や有給で営利企業以外の事業の団体の地位に就いた場合等は、任命権者を經由して内閣総理大臣に届け出なければならない。</u></p> <p>○<u>離職後に営利企業等の地位に就いている者は、離職前5年間に在職していた局等の役職員に対し、離職後2年間、売買、貸借契約等で離職前5年間の職務に属するものについて働きかけ(職務行為の要求、依頼等)を行ってはならない。</u></p>